

今さら聞けない!? ～電動車いす～

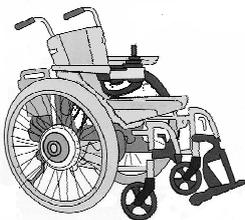
手押しではじまる車椅子にかわって自動化された車いす、電動車いすを最近よく見かけます。しかし道路や人の多く集まる場所などでは電動車椅子を使用する側も、そうでない側も十分な注意が必要です。操作ミスをしたり、不注意がもとでケガをしてしまうことも、させてしまう場合もあり得るのです。今回は電動車いすについてみていきましょう。

●電動車いすとは

電動車いすとは、モーターの付いた車いすのことで操作レバーによって動かす車いすのことです。その歴史はまだ浅く1968年に開発されたばかり。しかしながらその研究・開発は著しく、現在では様々なメーカーからあらゆる種類の電動車いすが出ています。この電動車いすのお陰でお年寄りや身体障害者の行動範囲は広くなりました。介助者の負担を軽くすると同時に人に頼らず自分の思う所に行けるようになり長時間の外出も可能になりました。電動車椅子は道路交通法で「身体障害者用の椅子」とされ歩行者として扱われます。

●電動車椅子のいろいろ

電動車いすは大きく分類すると、自操用と介助用の2つに分けることができます。自操用は使用者がジョイスティックと呼ばれる前進、後進、左折、右折を操作する1本の棒やハンドルを操作して使用するもので、介助用は介助者が操作するものですが電動でない車椅子よりも負担が軽いものです。主に足腰の弱くなった高齢者が利用する、スクーターのようなハンドルがついた4輪のものや、手動の車椅子に電動ユニットを取り付けた、ジョイスティックレバー式のものが見られるものが多いです。



●電動車いすの正しい取扱い

電動車いすは、身体障害者はもとより、最近では歩行が困難な高齢者の社会参加手段として普及してきており、その普及に伴って電動車いすの交通事故が多数発生しています。ここで電動車いすの正しい取り扱いをみていきましょう。

①お出かけ前の確認事項

- ・必ず日常点検！・バッテリーの残量を確認。
- ・出かけるときは、必ず周囲の安全確認を。
- ・初めて運転するときは広く安全な場所で、十分に練習をする。
- ・初めて道路に出るときは必ず介助者に同行してもらいましょう。

②歩行者としての交通ルール
電動車いすは、道路交通法で「身体障害者用の車いす」として区分され、「歩行者」として扱われます。歩行者としての交通ルールやマナーを守って走行してください。

- ・「歩行者専用道路」標識
- 「歩行者横断禁止」標識は覚える。

③安全で快適な走行をするために

- ・電動車いすから身体を乗り出さない。
- ・2人乗りや荷物の牽引はしない。→誤操作・転倒の恐れ
- ・走行中は携帯電話を使用しない。
- ・少量でもお酒を飲んだときは、絶対に電動車いすを利用しない。

運転操作を誤り事故を起こす恐れがあります。また、眠気を催す薬を飲んだあとも絶対に利用しないでください。

